北海道檜山振興局告示第１０３０号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定により、小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業「貝けた網漁業」）について、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数等に関する制限措置を次のように定めた。

令和３年３月１５日

北 海 道 知 事　鈴　木　直　道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備　　考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業「貝けた網漁業」）	檜海共第１号共同漁業権漁場区域	４月１日から翌年３月３１日まで ただし、上記時期のうち、当該漁業の行使承認に記載された操業期間とする。	定めなし	10トン未満	檜山振興局管内（八雲町熊石地区を含む。）に住所を有する者 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者	随　時	１　この公告に係る許可の期間は、１年以内とする。 ２　この公告に係る起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 ３　この公告に係る申請書の提出先は、檜山振興局産業振興部水産課とする。 ４　この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （１）暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き、次に掲げる港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 やむを得ない事由により、次の陸揚げ港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、檜山振興局長に報告しなければならない。 陸揚港　　〇〇港 （２）〇〇（対象魚種）以外を主たる漁獲の対象としてはならない。 （３）なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければなりません。 （４）日没から日の出までの間は、操業してはならない。 （５）知事が漁業調整上操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同　上	檜海共第13号共同漁業権漁場区域	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	
同　上	檜海共第15号共同漁業権漁場区域	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	